指導検査基準（特定福祉用具販売事業）

事　項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第１　基本方針	**１　基本方針** 　指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第265条	・概況説明 ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第２　人員に関する基準	**１　福祉用具専門相談員の員数** (1)　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上となっているか。 　ただし、指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。 ①　指定介護予防福祉用具貸与事業者	法第74条第1項 都条例第111号第266条第1項・第2項 都規則第141号第70条第1項・第2項	・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・各種免許証及び修了証 ・職員の履歴書 ・雇用契約書

	② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 ③ 指定福祉用具貸与事業者		
	(2) 特定福祉用具販売は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。	施行令第4条第1項	
	(3) 福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。 ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 介護員養成研修修了者（介護職員初任者研修課程、介護職員基礎研修課程、又は訪問介護に関する一級課程若しくは二級課程の修了者に限る。） ⑩ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者	施行令第4条第1項 都規則第22条の31第1項 政令第397号附則2	
	2 管理者 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	都条例第111号第267条第1項・第2項	・職員勤務表

第３　設備に関する基準	**１　設備及び備品等** (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 284 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たしているとみなすことができる。	法第74条第2項 都条例第111号第268条第1項 都条例第111号第268条第2項	・運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
第４　運営に関する基準	**１　内容及び手続の説明及び同意** (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。	法第74条第2項 都条例第111号第275条 準用（第12条） 施行要領 第三の一二の3の(6) 準用（第三の一の3の(5)）	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	２　提供拒否の禁止 指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	都条例第111号第275条 準用（第13条） 施行要領第三の一二の3の(6) 準用（第三の一の3の(6)）	・利用申込受付簿
	３　サービス提供困難時の対応		・サービス提供依頼書

	指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第275条 準用（第14条） 施行要領第三の一二の3の(6) 準用（第三の一の(8)の①）	・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録
	4 受給資格等の確認		・サービス提供票
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。	都条例第111号第275条 準用（第15条第1項）	・利用者に関する記録 ・サービス提供票
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定特定福祉用具販売を提供するよう努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第15条第2項） 法73条第2項	・利用者に関する記録
	5 要介護認定の申請に係る援助		・利用者に関する記録
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第16条第1項）	・利用者に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助	都条例第111号第275条 準用（第16条第2項）	

	を行っているか。		
	6 心身の状況等の把握		・利用者に関する記録
	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第275条準用（第17条）	（・居宅介護支援経過） （・サービス担当者会議の要点） （・サービス担当者に対する照会（依頼）内容）
	7 居宅介護支援事業者等との連携		・情報提供者に関する記録
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第275条準用（第18条第1項）	・相談等に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第275条準用（第18条第2項）	
	8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		・居宅サービス計画書(1)(2)
	指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。	都条例第111号第275条準用（第20条）	
	9 居宅サービス計画等の変更の援助		・居宅サービス計画書(1)(2)
	指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	都条例第111号第275条準用（第21条）	・サービス提供票、別表（変更の確認） ・利用者に関する記録
	10 身分を証する書類の携行		・実態確認（身分証等）
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書	都条例第111号第275条	・就業規則

	類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	準用（第22条）	・業務マニュアル ・実態確認（身分証等）
	(2) 証書等には当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	施行要領第三の一二の3の(6) 参照（第三の一の3の(12)）	
	11 サービスの提供の記録 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。	都条例第111号第269条	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画書(1)(2) ・業務日誌（サービス提供記録）
	12 販売費用の額等の受領		・サービス提供票、別表
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第 44 条第 3 項に規定する現に当該指定特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けているか。	都条例第111号第270条第1項	・領収書控 ・運営規程（利用料その他の費用の確認） ・サービス提供票、別表
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けているか。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ　特定福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	都条例第111号第270条第2項 都規則141号第73条	・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程（実施区域の確認） ・領収証控 ・車両運行日誌 ・説明文書
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第270条第3項	・利用申込書 ・同意に関する記録
	13 保険給付の請求のための証明書の交付		・領収証控

	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ア　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 イ　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ　領収書 エ　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	都条例第111号第271条	・パンフレット等 ・サービス提供証明書控
	14　指定特定福祉用具販売の基本取扱方針		
	(1) 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われているか。	都条例第111号第275条 準用（第254条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。	都条例第111号第275条 準用（第254条第2項）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第111号第275条 準用（第254条第3項）	
	15　指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針		・使用説明書
	(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、下記 16 に規定する**特定福祉用具販売計画**に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	都条例第111号第272条第1号 施行要領第三の一二の3の(4)	・相談に関する記録 ・同意に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行	都条例第111号第272条第2号	・点検に関する記録

	っているか。 (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造時業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 　特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の注意事項を十分説明しているか。 (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられている場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。 **16 特定福祉用具販売計画の作成** (1) 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。 　なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与基準に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成されているか。 (2) 特定福祉用具販売計画（様式は各事業所ごとに定めるもの）には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該	都条例第111号第272条第3号 施行要領第三の十二の3の(4)の② 都条例第111号第272条第4号 施行要領第三の十二の3の(4)の③ 都条例第111号第273条第1項 施行要領第三の十二の3の(4)の④のイ 施行要領第三の十二の3の(4)の④のロ	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書 ・居宅サービス計画書 ・サービス担当者会議の記録 **・特定福祉用具販売計画** ・福祉用具貸与計画 ・居宅サービス計画

	機種を選定した理由等が記載されているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載されているか。		
	(3) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。	都条例第111号第273条第2項 施行要領第三の一二の3の(4)の④のロ	
	(4) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第273条第3項 施行要領第三の十二の3の(4)の④のハ	
	(5) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	都条例第111号第273条第4項 施行要領第三の十二の3の(4)の④のハ	
	17 利用者に関する市町村への通知 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態~~等~~の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	都条例第111号第275条 準用（第30条）	・区市町村に送付した通知に係る記録
	18 管理者の責務 (1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の	都条例第111号第275条 準用（第51条第1項）	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表

	利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		・業務報告書・業務日誌等
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該特定指定福祉用具販売事業所の従業者に、基準「第 14 章第 4 節　運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	都条例第111号第275条準用（第51条第2項）	
	19 運営規程 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項	都条例第111号第275条準用（第252条）	・運営規程 ・指定申請書及び変更届（控）
	20 勤務体制の確保等 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	都条例第111号第275条準用（第103条第1項）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	準用（施行要領第3の六の3の(2)の①）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。	都条例第111号第275条準用（第103条第2項）	

	ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		
	21 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等		・研修受講修了証明書等
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	都条例第111号第275条 準用（第257条第1項） 施行要領第三の一二の3の(6) 準用（第三の一一の(5)）	・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。	都条例第111号第275条 準用（第257条第2項）	・目録等
	22 特定福祉用具の取扱種目		
	指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。	都条例第111号第275条 準用（第258条）	・従業者の健康診断に関する記録
	23 衛生管理等		
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	都条例第111号第275条 準用（第32条）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。		・運営規程 ・重要事項説明書
	24 掲示及び目録の備え付け		・備え付けの目録等
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	都条例第111号第275条 準用（第260条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の	都条例第111号第275条 準用（第260条第2項）	

	額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。		
	25 秘密保持等		・就業時の取り決め等の記録（誓約書等）
	(1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第275条準用（第34条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	都条例第111号第275条準用（第34条第2項）	・利用者（及び家族）の同意に関する記録 ・実際に利用者（及び家族）の情報が使用された文書等（会議資料等）
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第111号第275条準用（第34条第3項）	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
	26 広告 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	都条例第111号第275条準用（第35条）	
	27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例第111号第275条準用（第36条）	
	28 苦情処理		・運営規程
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ	都条例第111号第275条準用（第37条第1項）	・重要事項説明書 ・掲示物（苦情処理体制等の概要）

	適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	施行要領第三の一二の3の(6) 準用（第三の一の3の(23)の①）	・苦情に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第2項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	施行要領第三の一二の3の(6) 準用（第三の一の3の(23)の②）	・指導等に関する記録
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力することとともに、区市町村からの指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第3項)	・指導等に関する記録
	(5) 指定特定福祉用具販売事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第3項)	
	(6) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団	都条例第111号第275条 準用(第36条第4項)	

	体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		
	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第111号第275条 準用(第37条第4項)	
	29 地域との連携 指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。	都条例第111号第275条 準用(第38条)	・運営規程 ・連絡マニュアル類 ・重要事項説明書
	30 事故発生時の対応 (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	都条例第111号第275条 準用(第39条第1項)	・掲示物(事故発生時の対応方法) ・事故に関する記録 ・損害賠償に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	都条例第111号第275条 準用(第39条第1項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	都条例第111号第275条 準用(第39条第2項)	・　会計関係書類
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	施行要領第三の一二の3の(6) 参照（第三の一の3の(25)の③）	
	31 会計の区分		

	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第275条 準用(第40条)	
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	平13老振発18	・職員名簿、設備台帳 ・備品台帳、会計関係書類 ・各種保存書類
	32 記録の整備		
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	都条例第111号第274条第1項	・特定福祉用具販売計画
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。	都条例第111号第274条第2項 要領第三の一二の3の(5)	・サービス提供の記録 ・区市町村への通知に係る記録
	① 特定福祉用具販売計画		・苦情対応に関する記録
	② 提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録		・事故対応に関する記録
	③ 上記17（利用者に関する区市町村への通知）に係る区市町村への通知に係る記録		
	④ 本基準28（苦情処理）に係る苦情の内容等の記録		
	⑤ 本基準30~~29~~（事故発生時の対応）に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		・指定申請書及び変更届（控）
	1 変更の届出等		
第５ 変更の届出等	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第1項	

	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第2項	

この指導検査基準において、施行要領とは、平成２５年３月２９日付２４福保高介第１８８２号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。